活断層評価の高度化・効率化のための調査

審査要項

平成３１年６月２５日

活断層評価の高度化・効率化のための調査

　技術審査会

「活断層評価の高度化・効率化のための調査」に係る審査は、この審査要項に従って行う。

１． 審査方法

審査は、活断層評価の高度化・効率化のための調査技術審査会（以下「審査会」という。）において、評価項目及び審査基準（別紙１）に基づき、書類審査、面接審査を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求める場合がある。

審査会での審査結果により採択候補を選定し、文部科学省に意見する。文部科学省は意見をもとに採択を決定する。

２．採択案件の決定方法

審査会において書類審査を行う。書類審査においては、提出された企画提案書等に対し、「評価項目及び審査基準」（別紙１）に基づき審査を行う。審査会の構成員（以下「委員」という。）は、３．で示す方法で審査項目評点を判断することとし、評価結果用紙（別紙３）に得点を記入する。評価項目ごとの得点配分は、別紙２の通りとする。書類審査の所見は、審査会における総合討議の際、極めて重要な判断材料となるため、できるだけ「コメント」欄に記入すること。

特に、各項目の評点で３点以外の評点を付した場合は、どの点が優れているのか、または、どの点が不十分なのかについて、具体的に判断根拠・理由等を必ず「コメント」欄に記入すること。書面審査項目の記載の不備、誤記入等により判断できない場合は、評点を１点とし、その具体的な理由を必ず「コメント」欄に記入すること。

書類審査の後、面接審査を行う。面接審査においては、提案のあった機関の事業責任者等からプレゼンテーションを受ける。面接審査を踏まえて、委員は書類審査で記入した得点の修正を行う。

面接審査の後、総合討議を行う。委員は、総合討議を踏まえて得点の修正を行う。評価項目ごとの点を足し合わせた結果を評価点とする。全ての項目が５点の場合の評価点の50％を基礎点とし、基礎点に達しない場合は不適格とする。審査会は各委員の評価点の合計が最も高い者または一定の条件を満たす等の者を採択候補とする。その際、採択に当たっての条件を付す場合がある。文部科学省は、審査結果をもとに採択を決定する。なお、提案に不適切な内容がある場合には、採択されないことがある。

３． 評価方法

　評価は別紙１の各評価項目について、別紙２で定めるように５点満点で得点を与える。その判断基準は次の通りである。

　　　　　大変優れている＝５点、優れている＝４点、普通＝３点

　　　　　やや劣っている＝２点、劣っている＝１点

　ただし、加点※６については、えるぼし認定段階２以上、プラチナくるみん認定、ユースエール認定のいずれかの場合は５点とし、新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成２９年　厚生労働省令第３１号）による改正後の認定基準により認定）の場合は４点とし、えるぼし認定段階１、旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成２９年　厚生労働省令第３１号）による改正前の認定基準または同附則第２条第３項の規定による経過措置により認定）のいずれかの場合は３点とする。

４． 審査結果の通知及び公開

（１） 審査結果の通知

採択決定後、全ての提案について審査結果を書面で通知する。なお、審査の途中経過についての問合せには一切応じない。

採択に当たっては、研究目標、内容・手法、計画、実施体制等に関して、条件を付すことがある。

（２） 審査結果の公開

採択決定後、文部科学省ホームページへの掲載等により、採択された提案の概要を公開する。

５ 利害関係者の排除

　審査に関する利害関係の排除の取り扱いについては、次のとおりとする。

（１）委員自身が提案の代表機関の研究代表者又は分担者（以下「研究代表者等」という。）である場合、審査に加わらないこととする。

（２）委員自身が、提案の代表機関の研究代表者等との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、審査に加わらないこととする。

① 提案の代表機関の研究代表者等の提案の中に、何らかの形で委員自身が参画する内容の記載があった場合

② 委員自身が所属している機関から申請があった場合

③ 委員自身が、過去５年以内に提案の代表機関の研究代表者等から寄附を受けている場合

④ 委員自身が、過去５年以内に提案の代表機関の研究代表者等と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を委員自身が受けている場合

⑤ 委員自身と提案の代表機関の研究代表者等との間に、過去５年以内に取引があり且つ提案の代表機関の研究代表者等からその対価を委員自身が受け取っている場合

⑥ 委員自身が、提案の代表機関の研究代表者等の発行した株式または新株予約権を保有している場合

（３）提案の代表機関の研究代表者等（研究代表者等が法人の場合はその役員、その他企画提案書等の中の研究代表者又は共同参加者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該提案の代表機関の研究代表者等の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合、文部科学省は審査会に当該委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該委員自ら当該研究代表者等の審査を辞退した場合はその限りではない。

６．守秘義務について

委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び審査内容に係る情報については、外部に漏洩しないこととする。また、委員として取得した情報（提案書類等各種資料を含む）は、厳重に管理すること。

（別紙１）

評価項目及び審査基準

活断層評価の高度化・効率化のための調査

（ア）研究実施主体に関する評価

①　事業実施に必要な人員・組織体制（協力機関や広報担当も含む）が整っているか

② 事業管理を適切に遂行できる体制を有しているか

③　事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行する能力を有しているか

④　事業を効果的に遂行するために必要な専門知識・技術等を有しているか

⑤　財務状況の評価により経営基盤が確立しているか

⑥　事業に必要な設備・施設を保有しているか

⑦　事業実施にあたり、安全管理能力を十分に有しているか

（イ）研究目標・内容・計画に関する評価

①　提案された研究全体の目標・計画に実現性・妥当性があるか

②　地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価についての現状の問題認識が妥当であるか

③　想定される成果が文部科学省の意図に合致しているか

④　提案された調査研究内容・手法が、当該活断層の性状を正しく考慮したものであるなど、適切であるか

⑤　得られた研究成果の普及を含め、関係の自治体等との連携に関して、提案された目標・計画に具体性・実現性・妥当性があるか

⑥　提案内容に対して、適切な経費が示されているか

⑦　提案する事業終了時の成果目標は、実現可能性を損なわない範囲で挑戦的な目標値を設定しているか

　　※１　関係自治体等との連携に関して、事業計画の提案時点において、連携対象機関等から内諾が得られている場合は加点する（５点）。

　　※２　現地調査等について必要に応じて本事業とは無関係な他研究者と現場にて議論を行う旨が記載されている場合は加点する（５点）。

　　※３　調査地点が詳細かつ妥当に提案されており、調査手法に成果を高めるための工夫があれば、その内容に応じて加点する（５点）。

※４　他の主要活断層帯に対する成果の活用展望が具体的であり、長期評価の改善に直ちに繋がるものであれば加点する（５点）

　　※５　幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する（５点）。

※６　ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する評価として、以下のいずれかの認定等がある場合には加点する（５点）。複数の認定等に該当する場合は、最も認定段階が高い区分により加点を行うものとする。

　　　・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）を受けていること。

　　　・次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（旧くるみん認定企業・新くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。

　　　・青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。

（別紙２）

得点配分

下表のとおりとする。

（得点表）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 得点（満点） |
| （ア）－① | ５ |
| （ア）－② | ５ |
| （ア）－③ | ５ |
| （ア）－④ | ５ |
| （ア）－⑤ | ５ |
| （ア）－⑥ | ５ |
| （ア）－⑦ | ５ |
| （ア）合計 | ３５ |
| （イ）－① | ５ |
| （イ）－② | ５ |
| （イ）－③ | ５ |
| （イ）－④ | ５ |
| （イ）－⑤ | ５ |
| （イ）－⑥ | ５ |
| （イ）－⑦ | ５ |
| （イ）合計 | ３５ |
| 加点※１ | ５ |
| 加点※２ | ５ |
| 加点※３ | ５ |
| 加点※４ | ５ |
| 加点※５ | ５ |
| 加点※６ | ５ |
| 加点合計 | ３０ |
| 合計 | １００ |

（別紙３）

活断層評価の高度化・効率化のための調査

評価結果 記入用紙

委員名： 　　　　　　　　　　利害関係の有無 有・無

|  |
| --- |
| 番号：  代表機関：  研究代表者名： |

活断層評価の高度化・効率化のための調査

・書類審査評価結果

評価項目ごとに得点を記入してください。

（注） 面接審査、総合討論を経て、得点を修正して下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 得点 | コメント（あれば記してください。ただし、加点項目については加点した理由を必ず記してください。） |
| （ア）－① |  |  |
| （ア）－② |  |  |
| （ア）－③ |  |  |
| （ア）－④ |  |  |
| （ア）－⑤ |  |  |
| （ア）－⑥ |  |  |
| （ア）－⑦ |  |  |
| （ア）合計 |  |  |
| （イ）－① |  |  |
| （イ）－② |  |  |
| （イ）－③ |  |  |
| （イ）－④ |  |  |
| （イ）－⑤ |  |  |
| （イ）－⑥ |  |  |
| （イ）－⑦ |  |  |
| （イ）合計 |  |  |
| 加点※１ |  |  |
| 加点※２ |  |  |
| 加点※３ |  |  |
| 加点※４ |  |  |
| 加点※５ |  |  |
| 加点※６ |  |  |
| 加点合計 |  |  |
| 合計 |  |  |

（全体的なコメント・その他）

|  |
| --- |
|  |